

私のささやかな希望を かなえてください

組合員は昨年12月、介護をする妻をかかえて生活している事情を、私のささやかな希望をかなえてくださいとの文章に、「バリエーション」青髄小脳変性症知っておきたい病気の「青髄小脳変性症の認定を受けている方」(病名変更資料)、「障害手帳」(東京都の医療券)、「診断書」を添付し、N11提出しました。

N11は、人事の問題なので今の段階では配慮できるという言葉は、人権無視の態度を添えています。



私の希望

現在の職場、または現在と同じ通勤時間内の職場に配置してほしい。現在、大森駅から川崎駅通っているため通勤時間35分です。

なお、03年4月雇用選択の際の通勤時は会社は、通勤時間については配慮してくれ、25分かついていた通勤時間に10分増えて35分の通勤で勤務できる現在の川崎支店に配属になりました。

その理由

妻が難病に罹り身体障害3級に認定され、次女は喘息に罹り、私が介護と子育てをしていかなければならないので。

現在の通勤時間相当の勤務場所以外への転勤をさせられたら今の生活が維持できません。

妻の病状について

妻は青髄小脳変性症(運動失調を主要症候とする原因不明の神経性疾患の総称)または、主に脊髄や小脳脳幹が障害されることを特徴とする神経変性疾患)として特殊疾病に罹り、東京都より難病認定を受けました(02年10月)。そして身体障害3級と認定されました(03年3月)。

難病といつぐらいですか、現段階では根本的な治療方法のない疾患です。尚、03年10月から難病名が多系統萎縮症に変わりました。

この病気は、歩行が困難になるといわれますが、妻の場合には確実に歩くことが困難になってきています。ひとりで歩けなくなってしまうと腕組みをして歩くようになりまして、それでも転ぶようになりましてしまいました。また昨年、妻のため自宅をリフォーム

何を介護しているのか

- ・日中はベッドでの生活が多いので、朝食、夕食をベッドに運ぶことも多い。自分で食べれないときは食べさせます。
- ・風呂に入るのにも介護が必要です。(髪を洗ってやったり、湯舟への出入りの手伝い)
- ・夜中に「トイレ」と言って起こされ、急いでトイレにつれていかなければならない。
- ・もっと具合が悪いときは年休をとって看護しなければなりません。
- ・たまの外出は私と腕をくみながら歩き、(それでも転ぶこともあります)最寄駅までもタクシーを利用します。

日常生活

家族構成は、私と妻、そして長女、次女です。

朝6時におき、一通りの家事をすませて、8時20分に家を出て会社に着くのが時ぎりぎりです。

妻は、日中ほとんど床の中で寝ているので、朝食ぬきが多く、朝食兼用で朝ごはんの残りかバナナとみかんです。家の中を歩くのにも物につかまらなければた立です。つかまらなければ歩けず、それでもつまずいて転んでしまつてこ

平日のタイムスケジュール

6:00	起床 朝食準備、 長女の弁当作り
7:00	洗濯物取込 2回目の洗濯物干し
7:30	朝食
7:50	朝食片付け
8:10	出勤準備
8:20	出勤
8:55	会社到着(着替え)
9:00	始業
17:30	終業
18:00	大森駅 買い物(食糧、雑貨、等)
19:00	帰宅 夕食準備
20:00	夕食と片付け 風呂の準備 入浴 入浴介助 諸々 (アイロンかけ等) 洗濯物干し
24:00	就眠

まとめ

通勤時間が25~30分延びたら何が 大変か

今まで通りのタイムスケジュールでは
今まで通りの介護はできない。

朝5時半に起きて家事・介護をこなさなければならぬ。

朝5時半に起きるためには夜の時間を調整しなければならぬ。

転勤の話がなければ
今までどおり何とか
やっていけるのに。

妻の病状は今後ますますきつい状態になること(会話が困難、ふらつき、下肢が突っ張ったり筋肉が硬くなつて動きが鈍くなつたり、排尿がうまくいかなくなる)も考えられます。

妻の病気が現段階では根本的な治療方法のない疾患です。そして進行性であり、今以上に日常生活で介護が必要になってきます。私自身も寝不足がつかういて、はきりいて疲れています。といっても本人が一番大変な訳です。病気の進行を遅らせるためにモリヒリをさせ、本人を励

まして良
い方向
に持っ
ていく
ために
は、今
回の配
転は通
勤時間を配慮していただき
ますよう、よろしくお願ひ申
し上げます。

みなさんのご意見を
電話やメールで下さい
お待ちしております。